明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令（**総務**一）　一
〔告　示〕
○肥料を登録した件（**農林水産**九）　一〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
随意契約事前確認公募、プログラムの著作物に係る登録関係　五三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　五三
会社その他
会社決算公告　五五

省　令

○総務省令第一号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十三条第四項第二号の規定に基づき、第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年一月四日

総務大臣　山本　早苗

第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令

第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二中

き線管路総延長	km	137,273	
自治体管路総延長	km	39	を
電線共同溝総延長	km	1,508	
情報ボックス総延長	km	8,339	

き線管路総延長	km	137,346	
自治体管路総延長	km	39	に、
電線共同溝総延長	km	1,451	
情報ボックス総延長	km	8,005	

加入者交換機低速パス	1.5M	1.5M or 2M	を

加入者交換機低速パス	1.5M	—	に、

中継交換機低速パス	8M	1.5M or 8M	を

中継交換機低速パス	8M	—	に、

クロスコネクト装置1基本架電流	40.3	A／架	
クロスコネクト装置1増設架基本部電流	38.2	A／架	
クロスコネクト装置1ユニット電流	7.9	A／ユニット	を
クロスコネクト装置1架面積	1.44	㎡／架	
クロスコネクト装置1　1アイランド最大架数	10	架	